

お知らせ



**サロン開設**  
**気軽にのんびりと**  
**サロン「ほっとスペース」**

☎ 055-2271

桂川町社会福祉協議会では、気軽に立ち寄れるサロン「ほっとスペース」を開設しています。友達とおしゃべりに来るのもよし。編み物や洋裁や将棋、囲碁をしてもよし。お弁当持参でもよし。自由にお部屋を利用ください。不定期に食事会やそば打ちなどのイベントも開催しています。

【時間】9時～16時

【場所】いきいきセンター「桂寿苑」

【参加費】無料。5月30日、8月29日は200円

**サロン「ほっとスペース」開設日**

月	日
令和元年5月	7・13・16・23・28・29・30日
6月	3・6・11・20・25・27・28日
7月	1・12・18・23・26・30日
8月	1・5・6・23・27・29・30日
9月	2・6・10・12・24・30日

※5月30日は食事会、6月28日は七夕作り、8月29日はそば打ち、9月6日は体操を実施します。  
 ※10月以降の日程は9月号でお知らせします。

児童手当



**児童手当の現況届**  
**児童手当の継続受給には**  
**現況届の提出が必要です**

☎ 055-33301

6月1日現在、桂川町で児童手当を受給している人が、6月以降も継続して受給するためには、6月中に現況届を提出する必要があります。現況届の提出がない場合、6月以降の児童手当が支給できなくなります。

詳しくは、対象世帯に5月下旬に郵送する案内をご確認ください。

【手当の支給月】

○6月(2～5月分)

○10月(6～9月分)

○2月(10～1月分)

**手当の支給額** (児童一人当たりの月額)

対象	支給額	
3歳未満	15,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※受給者の前年分(1～5月分は前々年分)の所得が所得制限限度額を超えている場合、児童の年齢に関わらず、支給額は児童1人につき月額5,000円です。  
 ※児童の数え方…18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童の中で、年長者から順に第1子、第2子、第3子と数えます。

生活



**水道メーター交換**  
**各家庭の水道メーターの**  
**交換を行っています**

☎ 055-3241

桂川町では、水道法で定められた使用期限(8年間)を迎える水道メーターの交換を随時行っています。水道業者が交換を行いますので、訪問をした際には、ご協力をお願いします。

【交換時期】毎月中旬～下旬

【交換を実施する水道業者】

○谷口住設 ○有限会社福岡設備

○福沢水道設備店 ○オガタス住設

【作業内容】

◇在宅の場合、声かけ後に作業を行います。

◇不在の場合には、作業を行った旨の通知文書を投函します。通知文書には交換を行った水道業者の名称が記載されていますので、水が出ない等の問題が生じた場合は、水道業者へご連絡をお願いします。

◇作業時間は10分程度ですが、作業中は水道が利用できません。交換費用は無料です。

◇作業時間は10分程度ですが、作業中は水道が利用できません。交換費用は無料です。

◇作業時間は10分程度ですが、作業中は水道が利用できません。交換費用は無料です。

◇作業時間は10分程度ですが、作業中は水道が利用できません。交換費用は無料です。

◇作業時間は10分程度ですが、作業中は水道が利用できません。交換費用は無料です。